

付家老安藤家の相続問題から見る近世初期の紀州藩政

劉 晨

はじめに

いわゆる紀伊徳川家(紀州藩)は、家康の十男徳川頼宣が元和五年(一六一九)八月に駿府から紀伊・伊勢五万五〇〇〇石に転封されてから成立したものである。そして、頼宣が隠居した寛文七年(一六六七)までの治世において、駿府時代以来の家臣団編成は牢人や地士の召し抱えにより増強・整備されており、政治統制と領国支配も様々な政策や改革の実施を経て強化されていったと考えられる。⁽¹⁾ こうして形作られた頼宣期の藩政は紀州藩政の確立過程における一つの重要な局面として捉えられ、その実態をめぐって様々な研究蓄積がなされてきた。⁽²⁾ 一方、諸藩共通の問題点を紀州藩の場合から分析する研究のほか、他藩と異なる紀州藩独自の問題点から初期藩政の具体像に迫る研究の必要性も、小山譽城の指摘によって窺える。⁽³⁾

その中でとりわけ注目されているのは、いわゆる徳川「御三家」という特別な將軍家親族の身分がもたらした幕

藩関係や藩政構造への影響である。そもそも、のちに「御三家」となる尾張・紀伊・水戸の三徳川家の創出や家臣団編成はいずれも家康によって定められたものであり、附属の家康旧臣を中軸とした三家の家臣団において特別な役割や権限を与えられた「付家老」も家康の意思によって設置されたと考えられる。⁴ これら御三家付家老は、三家の崇高かつ特別な位置づけがいよいよ定着しつつあった家光親政の寛永九年（一六三二）にかけて、藩体制の確立に尽力しつつ幕府の重要課題の克服にも参画していたことが白根孝胤の研究⁵で指摘されている。

白根はまた、寛永期の尾張藩政を取り上げ、付家老両家は幕藩関係の安定化を図り続けていたが、藩主側近層による権限強化や藩政機構の改編もこの時期になされていったとする。⁶ 尾張藩と同じような動向は紀州藩にもみられ、頼宣も紀州藩に附属した重臣層の世代交代を契機に、自分の意志で藩政の強化・整備を求めていたと考えられる。⁷ しかし、いわゆる藩政改造の特質や影響が明かされておらず、それに即した重臣層の動向や藩政運営の実態を具体的に検討する必要がある。

一方、諸藩と異なる紀州藩政の独特な性格に目を向けると、藩主の意志に関わらない改変がこの藩政改造期に生じ、藩政の展開をさらに複雑な方向に導いたことも浮かび上がる。すなわち、筆頭年寄家として紀州藩政に参画していた付家老安藤家は、この時期に起きた当主の相次ぐ死によって、一時的に出仕の停止を余儀なくされたため、重臣層の役割配分や内部構造もこの予期せぬ事態に応じて調整されていたと思われる。これら重臣層の調整をあわせて藩政機構の改編や藩政運営の実態を検討していくことが、頼宣によって改造・確立されていった紀州藩政を位置づけていくために不可欠である。

さらに、付家老安藤家は幕府から特別な役割や権限を与えられていたから、当家の相続問題も将軍・幕府の許可あるいは承認を通して決められた可能性が高い。よって、この問題をめぐる幕府の動向や紀州藩の対応を明らかにすることで、幕藩交渉に関わる紀州藩の特質に迫ることもできよう。

以上を踏まえて、本稿では、紀伊徳川家の特殊性を念頭に置きつつ、付家老安藤家の相続問題をめぐる藩政機構や幕藩関係上の改変から、頼宣期における紀州藩政の具体像を明らかにしたい。

第一章 安藤家相続問題の発生

一 寛永初期の重臣層と付家老安藤直次の活躍

頼宣は紀州入国から、加増や召し抱えなどの措置をとって家臣団の増強を積極的に進めていたが、少なくとも寛永初期まで、年寄・大番頭・鉄砲頭など紀州藩政の上位要職はすべて「駿河越」という古参家臣に占められていた⁸⁾。とりわけ重臣層の最上位にあったのは、後世にいわゆる「四家」と称された安藤・水野・三浦・久野の当主と惣領であった。付家老の安藤・水野両家はそれぞれ田辺三万八〇〇石・新宮三万五〇〇石を領しており、三浦・久野両家もそれぞれ万石前後の知行を賜ったため、知行上で他の家臣たちとは一線を画した。これら四家の当主や惣領はまた、寛永前期まで同じ駿府旧臣の彦坂家とともに藩政の最要職にあたる年寄を占めていた⁹⁾。

一方、付家老は設置されてから他の家臣と異なる特別な役割や権限を与えられており、初期藩政の中核として尽力していたことも小山や前掲した白根の研究から窺える¹⁰⁾。さらに、家康大御所政権の筆頭年寄として、藩主頼宣の傅役に任ぜられ、ついに紀州藩の付家老となった安藤家の初代当主直次は、むしろ家宰の性格を持ち、紀州の藩政運営と幕藩対応に主導的な立場にあったと思われる。

直次とともに頼宣の付家老となる水野重伸は入国直後の元和七年(一六二二)に死去した。その後、嫡子の重良は家督相続を拒否し、幕臣身分の維持を求めていたが將軍に認められず、元和九年に水野家を相続して、紀州藩年寄の就任を余儀なくされた¹¹⁾。また、頼宣の伯父にあたる三浦為春が寛永元年(一六二四)に隠居し、伊勢田丸城主の久

野宗成が翌寛永二年に死去したため、両家の惣領であった三浦為時と久野宗晴もそれぞれ家を相続した。寛永九年、彦坂光正は隠居を許されてまもなく死去し、その後彦坂家からの年寄出仕も途切れてしまった。

重臣たちの死去・隠居により、紀州藩の年寄層は寛永初期に事実上の転換期を迎えたが、藩政や幕藩対応に関わる直次の位置づけが改変された形跡は見られない。寛永八年三月、年寄三浦為時の知行が二万石余に加増された時、その知行目録は直次と重良二人のみの加判で発給された¹⁵⁾。また、寛永九年四月に將軍家光が日光社参を行った際、同年正月の秀忠死去によって將軍や「御三家」三人の日光登山が見送られ、代わりに將軍と三家より名代が遣わされて社参を代行した。「視聴日録」同四月一六日条に「明日御祭礼ニ付、為名代尾州殿より成瀬隼人正、紀州殿より安藤帶刀、水戸殿より中山備前守被遣之」とあるように、直次は尾・水両家の付家老とともに藩主の名代役を務めた。直次の筆頭年寄としての活躍は、寛永前期においても続いていたといえよう。

二 安藤直次・直治父子の相次ぐ死

寛永一一年(一六三四)四月一日、「御三家」三人は江戸城にのぼって黒書院で將軍家光への御礼を行った後、彼らに従って登城した「陪臣衆」の安藤直次や尾張付家老の竹腰正信・成瀬正虎、水戸付家老の中山信吉も家光への御目見を行った¹⁶⁾。管見の限りでは、その後直次の出仕が見られなくなる一方、安藤家惣領の直治は同年七月の家光上洛中に従五位下飛驒守に叙任され、父に代って筆頭年寄の役割を担うことに応じて地位の上昇が許された。

翌寛永一二年五月一三日、直次は江戸において八二歳の生涯を閉じた。その後、「江戸幕府日記」(以下「日記」)同年七月一二日条に「安藤飛驒守御座間へ被召出、継目之御礼太刀・馬代金・御帷子等献之、父帶刀遺物助吉乃上之也」とあるように、直治は安藤家を相続した上、付家老としての身分も幕府に認められた。同七月二九日、頼宣と義直は幕府から帰国の暇をくだされたため、家来たちを率いて登城して御礼を行った。その時に尾紀両家家臣たち

の御礼次第について、「日記」には次のように記されている。⁽¹⁷⁾

一 竹腰山城守・成瀬隼人正・水野淡路守・安藤飛騨守於御黒書院御振舞被下、銀百枚宛、御帷子・単物・御馬等被下置之、

一 右之外家来数輩於御白書院御振舞被下之、其以後 御前江被召出、退而後、於白書院御廊下御帷子・単物・御羽織等被下之、

すなわち、尾紀両家の付家老四人は、他の家臣たちと異なる御礼のやり方(場所・順番・下賜物)を与えられた。このような優遇から、付家老は幕府で特別な筆頭家老として位置づけられたことがわかる。また、家督を相続したばかりの直治もほかの付家老同様の扱いを受けたことから、幕府は付家老の特殊性を個人的なものではなく「家的なもの」と捉えようとした意図も窺える。

その後、帰国した頼宣は、翌寛永一三年四月の將軍家光の日光社参に供奉するため、再び関東へ下向し、七月末まで在府し続けた。四月二五日に頼宣の江戸参着御礼が行われ、「安藤飛騨守・三浦将監・渡辺一学・牧野金弥・蔭山土佐・伊達源左衛門・加納数馬・河井刑部・布施左五右衛門」など九名の家臣も従って参列したことが「日記」の記載から窺える。直治と為時以外の人々は、【表1】に示したように、当時あるいはその後には大番頭・鉄砲頭などの要職に任じられた可能性が高い。ここで、直治はおそらく在国中の水野重良と交代で江戸参勤供奉などの諸役を務めはじめたといえよう。七月二〇日に頼宣は上記の家臣九人を率いて江戸城にのぼり、帰国御暇の御礼を行ってから紀州へ発駕した。九月一日、年寄の久能宗晴は、直治や為時に代って紀州より江戸に参り、頼宣帰国の御礼を申し上げた。⁽²⁰⁾

しかし、翌日の九月二日、筆頭年寄に任じられてからわずか一年余りの直治は、和歌山において二九歳で病死した。唯一の息子千福(のち義門)は父が歿した六日後の九月八日に生まれたばかりであったから、安藤家はいきなり

断絶の危機に陥った。

二年後の寛永一五年、十月五日付渡辺直綱ら家臣宛三浦為時書状案紙に「安藤千福儀被達上聞候処二、結構成御
 誼にて如何様共、殿様思召之ことく二被仰付候様二との上意候」とあるように、安藤家の相続問題はようやく將軍

【表1】 寛永期における年寄以下の重臣層

家臣	寛永期の職	寛永期の石高	隠居・死去	出典
戸田金左衛門清堅	御城代	千石	正保2年隠居・承応3年5月5日死去	南紀5・105
大崎与兵衛長治	大番頭カ	八千石	正保2年5月18日死去カ	南紀5・178
伊達源左衛門正勝	寄合衆(のち光貞家老)	二千石	寛文3年隠居・延宝6年5月3日死去	書上8810
渡辺若狭守直綱(一学)	鉄砲頭カ	六千石	寛文8年死去	書上15646
菅沼九兵衛定堅(宮内)	大番頭	千石	延宝5年隠居・同年5月28日死去	南紀6・423
布施左五右衛門重紹	大番頭カ	千石	万治3年隠居・元禄3年1月死去	南紀6・3
蔭山土佐守宗信	大番頭	二千三百石	正保2年7月7日死去	書上3500
渡辺又右衛門公綱	小納戸カ	三百石	万治2年死去	南紀5・230
川合刑部正俊	鉄砲衆カ	千石	不明	書上3953
牧野金弥長虎(兵庫頭)	大番頭	六千石	慶安3年出奔・死去不明	南紀5・520
芦川甚五兵衛公吉	大番頭	千五百石	寛文8年死去	南紀6・130
渋谷伯耆守重信	御家老並	二千石	正保2年死去	南紀6・370
海野兵左衛門良次	勘定奉行	千百五十石	寛永19年死去	南紀5・382
加納五郎左衛門直恒(数馬)	大番頭	二千石	寛文7年隠居・貞享元年死去	書上3832
安藤忠兵衛正綱	鉄砲衆カ	千石カ	寛文7年2月10日死去	書上592
渋谷八右衛門重直(頼母)	大番衆カ	千石カ	寛文6年8月28日死去	南紀6・372
後藤弥次兵衛実勝	勘定奉行	千石	承応元年12月29日死去	南紀6・119

※『南紀徳川史』・『紀州家中承譜並に親類書書上げ』により作成。

家光の耳に入り、それを頼宣の意思によって対応されることが認められた。また、一〇月一四日付為時書状案紙に「安藤千福跡目被仰せ付候²²⁾」とあるように、わずか一歳の千福が家督を相続することを頼宣が決めた。ただ、直次・直治が筆頭年寄として担っていた藩政上の役割や、藩主名代など幕藩関係上の役割、すなわち安藤家の付家老機能は、一時的に中断せざるを得なくなった。

この相続問題の影響は大きかった。頼宣は安藤父子の相次ぐ死を契機に、儒者那波活所の召し抱えなど藩政の親裁を図っていたことも指摘されているが、この時期に紀州藩政が迎えたのは頼宣の親政志向だけではなかったと思われる。さらに問題となるのは、むしろ付家老の縮減が藩政運営や幕藩対応に及ぼした実質的な影響であろう。

第二章 寛永後期の紀州藩政と重臣層構造

一 頼宣在府期の藩政運営と幕藩交渉

寛永一四年(二六三七)前半に再び参勤した頼宣はその後、三年間にわたって帰国もせず、寛永一七年六月まで江戸に滞在していた²⁴⁾。藩主在府期において、江戸にいる重臣衆は藩主の御意や幕府の情報、藩政に関する事項の指示を国元の重臣衆へ伝達する必要があり、筆頭家老が江戸と国元を往來することや国元詰家老への権限委任も少なからず見られる²⁵⁾。また、尾張藩では、寛永一〇年のいわゆる「酉之年大替」という藩政機構の改編により、付家老二人が幕藩交渉や軍事要地の統制など重大な藩政に専念し、領国支配など細かい役割が藩主側近によって構成された年寄・城代衆に与えられたと考えられる²⁶⁾。この時期の紀州藩では、尾張藩のような大きな藩政改革を行った形跡は見られないが、藩主の頻繁な参勤と付家老の縮減に即して、重臣層の役割配分を改変しようとした傾向が窺える。

「日記」や「三浦家文書」などの記載によると、頼宣の三年間の在府期において、水野重良や久能宗晴・渡辺直

恒ら重臣たちは江戸で詰めており、彼らが江戸と国元を往来した形跡は管見の限り見当たらない。これに対して、三浦為時は国元に留守する唯一の年寄として、城代の戸田清堅など留守衆とともに、江戸より伝達された藩主の御意や指示などに従って藩政運営に尽力していた。また、寛永一四年一月に起きた島原の乱をめぐって、為時と清堅は京都所司代の板倉宗や大坂城代・大坂町奉行たちと直接に交渉したことや、江戸側の意見と現地の状況をあわせて大坂や九州へ派遣された家臣たちに指示を伝達したこともある。²⁸⁾

一方、「三浦家文書」中の「御留守案紙」によると、頼宣在府の寛永一五年から一七年までの間に、為時と清堅より発給された藩政に関する書状が七五通あり、その中に久能宗晴と鉄砲頭(年寄並か)渡辺直綱宛の書状は四九通、宗晴・直綱・水野重良を含む三人以上の家臣宛の書状は一二通、重良のみ宛の書状は四通であった。²⁹⁾ここから見ると、この時期における紀州藩の藩政執行と伝達は、付家老以外の年寄や城代・鉄砲頭など重臣たちを中心に行われていたといえよう。

もちろん、重良が付家老として務めている役割も極めて重要である。寛永一五年三月一日に為時と清堅は大坂にいた家臣(船奉行か)猪飼忠右衛門への書状に「(上使)其外之衆へ御舟かし候事ハ水野淡路殿より添状無之候ハ、かし申候事致無用候様ニと申来候間、其御心得可有候³⁰⁾」とあるように、島原の乱による紀州藩の船貸しを重良の命令に従ってなされるべきことを強調した。少なくとも幕藩交渉の場合に、筆頭年寄にあたる重良は引続き重要な役割を担っていたことが窺える。

ただ、この頼宣滞府期において、他の重臣たちは重良と同じように、幕府への使者として遣わされていたことも少なからず見られる。³¹⁾とくに、久野宗晴は数回にわたり尾張の付家老成瀬正虎とともに幕府への返礼役を務めた。³²⁾尾紀両家の間に対等の認識が強くなったため、宗晴の働きを彼が付家老の役割をくだされたことと捉えることもできよう。

二 寛永一七年の藩政改造と年寄三浦為時

寛永一七年（二六四〇）六月、頼宣は三年間に及ぶ在府を終えて紀州に帰国した。そして当年九月十五日、江戸にいた光貞家老たちへ、三浦為時は以下の書状を送った。⁽³⁴⁾

一 筆啓達候、先以宰相様御機嫌弥能被御座候哉、乍恐承度奉存候、爰許殿様御機嫌弥能被成御座候而、御心安可被思召候、然者拙者儀安藤千福幼少之内、水野淡路守ニ差副御用達候様ニと被仰付候、誠以過分冥加至極成仕合奉存候、併拙者分才ニ指過御役ニ而思召之程御奉公申上得間敷と此段迷惑な事ニ御座候、自然御次而も御座候ハ、御前可然様ニ御取成頼入存候、為其旨迄以飛札如此ニ御座候、恐惶

九月十五日

山本図書様^(正卷)

木下主馬様

すなわち、安藤千福が幼少の間、為時は水野重良に加えて御用を達するように、藩主頼宣から命じられた。おそらく、頼宣は付家老の必要性を感じたから、当主が幼少なため一時的に機能麻痺となる安藤家に代わり、年寄かつ従弟にあたる為時に付家老の役割を代行させたのであろう。また、為時の役割増強から、久々に帰国した頼宣が従来の藩政機構を改編しようとした意図も窺える。

さらに、約一カ月後の十一月二三日、年寄中心の藩政運営に関する「寛永十七年之条々」と称された以下の法令が出された。⁽³⁵⁾

一年寄中用番之儀、一ヶ月に相定万事承届、其上長門守に相談仕可相済之、淡路守病中之間は輕少をは指置重き事計相談可仕事

一寄合日之事、只今迄如相定一ヶ月三度宛懈怠仕ましき事

一常番之内請取候用所等不相済共、次之番ゆつり申間敷事、いつ迄も請取申者埒明可申事

一就公用年寄より方々へ遣候状并返状、当番之者其外何も相談仕認可遣、案文其当番之所にて留置可申也付、

方々より来状皆々披見以後、当番之所にて可集置事

この法令は、月番年寄制や式日寄合など幕府の諸制度に倣ったものであり、それらを紀州藩にも正式に導入しようとしたことがわかる。しかも、藩政確立の一つ指標とみなされている家老合議制³⁶も、ここから形成されていったといえよう。

ここで注目したいのは、為時が年寄からの相談を受ける役割を与えられたことや、「淡路守病中」すなわち重良の持病問題である。つまり、為時は前述した付家老代行によって、他の年寄と一線を画した政治的地位にあり、事実上の筆頭年寄となったが、彼より上に置かれた付家老重良は病気のため、藩政役割の分担を削減せざるを得なくなった。むしろ、頼宣滞府期における久野宗晴の活躍も、重良の病気を一因とするものであろう。

三 藩政機構の改編と重臣層の変遷

その後、寛永一八年の「諸士法度」「町中法度」の成立や、正保元年（一六四四）の与力召し放ち、同二年の農村法令・今高制の実行など様々な制度の整備や法令化により、家臣団統制や領国支配による紀州藩政の強化が徐々に進められていったと考えられる³⁷。また、新参家臣の牧野兵庫頭長虎が大番頭まで昇進したこと³⁸など頼宣側近層の地位上昇から、藩主権力の強化を求める傾向も窺える。

いま一つ重要な変化は、寛永初期まで鉄砲頭に任じられていた渡辺直綱がこの頃に年寄に昇進したことである。その時期と昇進の過程は明らかではないが、おそらく直綱は従五位下若狭守となった正保二年から、年寄として務めはじめたと思われる³⁹。しかも、彼は「四家」が世襲で年寄に就任するルート外の最初の年寄昇進者であった。こ

これは牧野長虎の昇進とともに、藩主頼宣の意思を反映する藩政機構改編の一環と捉えることもできよう。

しかし、慶安三年（一六五〇）に牧野長虎出奔の事件が生じ、さらに翌慶安四年の將軍家光逝去をもって、「御三家」の当主は、幼少な四代將軍家綱を補佐するという名目で江戸にとどめられた。頼宣は、慶安三年五月に江戸に着いてから万治二年（一六五九）一月まで約一〇年の間、一度も帰国が許されなかった。⁽⁴⁾ これから、「四家」世襲を除く頼宣による年寄の創出がなくなり、国元側の藩政改造も中止せざるを得なくなったと思われる。

ところで、頼宣滞府の直前、慶安二年に久野宗晴が死去した。⁽⁴⁾ 七歳の嫡子宗俊の家督相続は頼宣に認められたが、久野家からの年寄出仕も一時的に停止を余儀なくされた。かつて三浦為時と交代で江戸あるいは国元での藩政執行を主導していた宗晴の急死は、藩政への打撃も大きかったと思われる。宗俊が寛文二年（一六六二）七月一日に「年寄分ニ被仰付」としたことをもって、久野家からの年寄就任は一三年ぶりに復活した。一方、安藤家のような幕府からの許可を獲得してから家督相続あるいは付家老就任を決定することは、久野家の場合には見られない。ここから付家老家の特殊性も窺える。

第三章 將軍交代後の紀州藩政

一 安藤家相続問題の再発

頼宣の江戸滞府が始まった約三年後の承応二年（一六五三）正月一五日、「日記」の記載に「頼宣相家老安藤義門帯刀用曲川光友名・参議家老竹腰虎之助正晴改名山城守兩人諸大夫被 仰付旨上意」とあるように、元服してから義門と称された安藤千福は「家老」として、同じく幼いから家督を相続した尾張付家老竹腰家の正晴とともに、従五位下に叙された。そして当年八月、三浦為時宛の五千石加増分の知行目録(4)に、義門と重良だけの加判がある。ここから義門は安藤家の付

家老としての役割を担い始めたといえよう。

これまで安藤家からの年寄出仕が停止されていたが、安藤家が領している田辺領の管理や安藤家の付与力・同心衆の支配については、千福の代わりに同家親族の安藤正綱という紀州家臣が働いていた。この点について、寛永一九年一月一三日に在江戸の三浦為時・牧野長虎から国元衆へ以下の書状がある。⁽⁴⁵⁾

一筆申入候然者安藤千福幼少之内ハ同名忠兵衛儀(義門)帶刀・飛騨守ニ成替万事申付候様ニと度々被仰付候へ共、知行之儀なと于今延慮仕候様ニ相聞候間、千福知行之内式千石忠兵衛家来ニ相渡候様ニと御意ニ御座候、此旨千福家来者共ニ御申付可有候、尤忠兵衛にも右之段可被申渡候、恐々謹言

極月十三日

牧野金彌(長虎)

久野三郎左衛門殿(宗晴)

三浦長門守(為時)

渡辺一学殿(重綱)

戸田金左衛門殿(清忠)

渋谷伯耆殿(重信)

後藤弥次兵衛殿(実勝)

すなわち、正綱が担った役割に対して、頼宣は安藤家の領知から二千石を取り出して、正綱へ与える命令が出された。ここからみると、安藤家の領知や与力・同心支配の自律性は認められていたものの、藩主による当家の領知配分など藩側からの影響も寛永期から既に存在していたことがわかる。そして、義門の成人や年寄就任により、領知支配の権限も彼に返還されてきたと思われる。

しかし、義門は年寄となって二年に満たない承応三年八月六日に一九歳で死去し、直次系安藤家も途絶えてしまった。二度目の相続危機に陥った安藤家の断絶を避けるために、「日記」の当年一月一日条に「安藤帶刀跡目之

儀達上聞候処、安藤彦四郎惣領半兵衛江跡式被下置候段、三浦長門守今日御城江被為 召、老中申渡⁽⁴⁶⁾とあるように、幕府は將軍家綱の命によって、幕府鉄砲頭の安藤直政の長男・安藤直清を義門の養子として、付家老安藤家の家督を相続させた。直清の父直政は、直次の長男・大坂冬の陣に戦死した安藤重能の家を相続して幕臣となったが、実際に井伊家家臣の息子であったため、直政も直清も、紀州安藤家と血縁関係を持たないものである。⁽⁴⁷⁾

ここで注目したいのは、直清の家督相続が決定された後の展開である。翌日の十一月二日、頼宣と光貞がともに登城し、「昨日安藤帯刀跡目被 仰付之御礼⁽⁴⁸⁾」を行った。ところが、「日記」十一月六日条に「安藤半兵衛 御目見、蒙 上意、夫より井伊掃部頭同道二而紀伊殿江御出候由⁽⁴⁹⁾」とあるように、直清は將軍への御目見で「上意」を被ってから、譜代重臣かつ父の出自の当主にあたる井伊直澄に伴って、これからの主君にあたる頼宣へ出仕した。翌一七日、頼宣は再び登城し、昨日直清の「御目見被 仰付之御礼⁽⁵⁰⁾」を行った。こうして、まさに直清は幕臣から正式的に紀州家の家臣となった。

その後、直清は明暦元年（一六五五）二月二十九日に諸大夫位に叙され、帯刀を称した。明暦・万治期の為時の記録の中で江戸から紀州宛の書状扣の差出・宛名・内容を整理した【表2】によると、直清は諸大夫の叙任をもって、江戸と紀州を往来しながら藩政を担いはじめた。また、「日記」の明暦二年三月一五日条に「紀伊大納言殿使者安藤帯刀御目見、是鷹場へ上使以松平左近御菓子御肴被下之御礼⁽⁵¹⁾」とあることは、管見の限りでは直清が幕府への使者役を務めた最初の事例である。

二 重臣層の安定化

ここで付家老安藤家はようやく安定期を迎えたといえよう。また、直清は明暦三年一月一〇日に三浦為時の娘と婚礼を行った。⁽⁵²⁾それはむしろ藩主頼宣は、長年にわたり藩政を務めていた為時の力によって、外来の直清の藩内

【表2】 明暦・万治年間江戸より紀州宛書状の差出人・宛名・内容整理

年月日	差出人	宛名	内容
承応4.2.1	重良 水野	朝比奈泰倫・加納直恒	光貞湯治
明暦1.4.16	直清 安藤	安藤正綱	松姫平産
明暦1.6.12	為時 三浦	安藤正綱	牧野長虎娘縁組
明暦1.6.18	重上 水野	山本正春・安藤正綱	藩士本間五大夫死去
明暦1.11.20	直網 渡辺	山本正春・安藤正綱	江戸失火
明暦1.11.23		山本正春・安藤正綱	安藤直清の事
明暦1.12.27		山本正春・安藤正綱	牧野長虎明屋敷を寄合場にする
明暦2.1.2		山本正春・安藤正綱	年頭挨拶
明暦2.1.2		山本正春・安藤正綱	安藤直清帯刀叙任
明暦2.4.8		山本正春・安藤正綱	国普請等
明暦2.4.23		山本正春・安藤正綱	吉野郡百姓鉄砲打合一件
明暦2.4.28		山本正春・安藤正綱	吉野郡百姓鉄砲打合一件
明暦2.閏4.1		山本正春・安藤正綱	加納直恒帰国、安藤正綱隠居等
明暦2.閏4.1		山本正春・安藤正綱	將軍様快気の祝儀
明暦2.8.3		山本正春	家臣数人の処分決定
明暦2.閏4.27		山本正春	和歌山城内柱立普請
明暦2.閏4.1		山本正春	清浄院(加藤清正室)逝去
明暦2.9.24		山本正春・加納直恒	和歌山普請
明暦2.9.25		山本正春・加納直恒	和歌山城御広間立
明暦2.12.16		山本正春・加納直恒	藩士芦沢又十郎斬罪
明暦3.1.24		山本正春・加納直恒	明暦大火
明暦3.1.29		山本正春・加納直恒	明暦大火
明暦3.1.晦日		山本正春・加納直恒	光貞帰国

付家老安藤家の相続問題から見る近世初期の紀州藩政

万治1、閏12、27	○	○			安藤直清・渡辺直綱・伊達正勝・加納直恒	頼宣次男松平頼純の前髪取
万治1、11、14	○				伊達正勝・伊丹三朗右衛門	和歌山御法事等
万治1、10、15	○	○			伊達正勝・伊丹三朗右衛門・正木為永	藩士木村助九郎兵衛悻源大夫の奉公
万治1、9、25	○				安藤直清・渡辺直綱・伊達正勝・加納直恒	水野重良隠居・重上家督相続
明暦4、5、22	○				安藤直清・渡辺直綱・加納直恒	安宮様、親世大夫の見物
明暦4、5、20	○	○			伊達正勝・伊丹三朗右衛門・正木為永	朝比奈泰倫が京都で死去する事
明暦4、3、12	○	○			安藤直清・渡辺直綱・伊達正勝・加納直恒・朝比奈泰倫	光貞参勤時期の幕府命令
明暦4、3、16	○	○			安藤直清・渡辺直綱	光貞室安宮様和歌祭の見物
明暦4、1、19	○	○			伊達正勝	光貞婚礼の祝儀
明暦4、1、15	○	○			伊達正勝・朝比奈泰倫・加納直恒	年頭挨拶
明暦4、1、3	○	○			水野重良・安藤直清・渡辺直綱・加納直恒	光貞婚礼の祝儀
明暦4、1、3	○	○			伊達正勝	光貞婚礼祝儀の上使派遣
明暦4、1、3	○	○			水野重良・安藤直清・渡辺直綱・加納直恒	年頭挨拶
明暦4、1、3	○	○			渡辺直綱・伊達正勝・加納直恒・朝比奈泰倫	年頭挨拶・光貞婚礼の祝儀
明暦3、11、15	○	○			水野重良	光貞室(安宮様)を京都で迎える事
明暦3、9、27	○	○			安藤直清・渡辺直綱・伊達正勝・加納直恒・朝比奈泰倫	光貞縁組事
明暦3、6、19	○	○			伊達正勝	安藤直清縁組事
明暦3、5、15	○	○			安藤直清・渡辺直綱・加納直恒	江戸上屋敷焼失後の場所移替
明暦3、3、27	○	○			安藤直清・渡辺直綱・加納直恒	光貞帰国祝儀の上使派遣
明暦3、3、16	○	○			伊達正勝	光貞帰国後の消息
明暦3、1、晦日	○	○			渡辺直綱・山本正春・加納直恒	和歌山城内作事
明暦3、1、晦日	○	○			渡辺直綱・山本正春・加納直恒	光貞帰国
明暦3、1、晦日	○	○			渡辺直綱・山本正春・加納直恒	光貞帰国

※「三浦家文書」(「江戸ニ而御案紙扣」「江戸ニテ他所之御案紙扣」「江戸ニテ御御案紙扣」)により作成。差出人と宛名が明記されたもののみを取上げた。

地位を固めようとした政策であろう。

その後、重臣層の世代交代もあった。万治元年（一六五八）九月、水野重良の隠居願いが許され、嫡子重上が家督を相続した。この点について、江戸にいた為時は以下の書状を国元衆へ送った。⁽³³⁾

一筆令啓達候、然者水野淡路守儀数年病者候故隠居仕度と奉願候、其段尤と被思召候二付、隠居被 仰付家督無相違せかれ左門（重上）ニ被 仰付候、則只今迄左門（重上）ニ被下置候御知行淡路守為隠居免被下候、右隠居被仰付之通、公儀も首尾能御座候、此等之趣 宰相様被達御耳、御家中之衆も可被申聞候、恐々

九月廿五日

長門守（三浦為時）

帯刀様（安藤直清）

若狭守様（渡辺首頼）

源左衛門様（伊達正勝）

五郎左衛門様（前納直忠）

【表2】に示したように、重上は明暦年間よりすでに藩政運営に参与しはじめていたため、むしろ寛永初期にあった「四家」惣領の年寄化は、この時期に復活してきたといえよう。一方、水野家の世代交代は、直次・直治父子の時と同じ、全て頼宣によって決められたことに注目したい。つまり、付家老家の相続さえ問題がなければ、家督の交代による年寄就任の交代については、幕府側の関与が不要である。言い換えれば、頼宣は付家老家の家督を筆頭年寄に就任させる権限を握っているが、付家老家が断絶危機に陥った時の対応を単独で決定することができな
と思われる。

いま一つ問題となるのは、安藤直清の年寄就任により、付家老安藤家の機能も回復してきたため、その役割を代行してきた三浦為時はどのように位置づけられるかである。実際に、その後には為時の役割が削減される傾向も見ら

れなかった。寛文七年五月二二日、頼宣の隠居が幕府に認められた後、光貞が家督を相続した。当年七月一三日に為時が書いた「御用番留帳」には、以下の内容が記されている。⁽³⁵⁾

拙者儀只今迄相勤年罷寄候ニ付、御用等大殿様より御免被為成候、然共古之義をも存候間、何れも若キ衆致相談候ハ、無遠慮可申談由、就夫様々過分忝御意共也

すなわち、為時は高齢を理由に頼宣から細かい御用を免除されたが、それ以降も直清・重上・宗俊ら「若キ衆」の相談役を務めており、延宝四年（一六七六）に七〇歳で死去するまで、年寄として務め続けた。事実上の筆頭年寄として藩政を長い間担っていた為時は、藩主交代後の紀州藩にとっても重要不可欠な存在と視されていたといえよう。一方、為時の長男為衛が早世し、惣領となる次男、万治二年に生まれた為隆が延宝二年の元服（当時一八歳）まで出仕しえなかったことも、為時の隠居が認められない理由の一つであろう。ここから、三浦家も含めた「四家」からの年寄出仕をできる限り維持しようとした藩主側の意図が窺える。「三浦系図伝」の記載によると、為隆は、父死後の翌延宝五年から「公用月番加判」の役割を与えられ、同六年に従五位下長門守に叙任され、しかも「命座位居安藤氏水野氏之次、久野氏之上」とあるように、直清・重上の次、宗俊より前に位置付けられ、事実上の年寄となったのである。

おわりに

本稿では、重臣層の役割配分と内部構造を中心に、頼宣の治世における紀州藩政の確立過程について、御三家の特殊性を注視しながら考察した。ここで明らかにしたことをまとめよう。

頼宣の紀州入国から、安藤・水野両家付家老は筆頭年寄として、三浦・久野など他の年寄衆とともに、紀州徳川

家の政治的地位がもたらした特別な幕藩関係に対応しながら、初期藩政の安定を図っていた。ところが、重臣層の世代交代がなされていった寛永中期以降、当主である直次・直治父子の相次ぐ死に直面した安藤家は相続危機に陥ったが、直治の幼児千福を相続させようとした藩主頼宣の意志は幕府に承認されたため、安藤家の存続が安堵した。

一方、一時的に出仕しえなくなつた安藤家が担っていた幕藩関係上の役割は、頼宣が島原の乱による三年間に及ぶ在府期において、在江戸の付家老水野重良・久野宗晴・渡辺直綱らと在国の三浦為時・戸田清堅らに分担されていた。その後、頼宣は寛永一七年に帰国してから月番制・式日寄合などの制度を導入するなど藩政改造を敢行した。その際、年寄三浦為時は機能麻痺の安藤家に代つて、水野重良とともに御用伝達や万事相談など重要な役割を命ぜられ、事実上の付家老代行となつた。なお、その後、渡辺直綱が「四家」出身外の者として年寄に昇進したことや、新参家臣の牧野長虎が大番頭に任じられたことなどから、頼宣の意志による重臣層構造の調整も少なからずなされたことが見られる。ただ、慶安四年の將軍交代により、頼宣は約十年の間に帰国を許されず、頼宣による年寄の創出も中止となつた。

頼宣滞府中に、承応二年に元服・年寄就任を遂げた千福(義門)は、翌年に僅か一九歳で無嗣のまま死去した。再び起きた安藤家の相続問題は紀州藩から幕府に報告され、そして將軍の命によつて義門と血縁関係を持たない幕臣長男の安藤直清に相続させることが決められた。一方、水野家の世代交代や久野家の相続問題、また「四家」からの年寄出仕は全て頼宣によつて決められたことから、かかる問題に対する將軍・幕府の介入は断絶危機に陥つた付家老家の場合に限られていたこともわかる。

直清の年寄就任や水野家の世代交代により、紀州藩の政治構造は明暦・万治期より再び安定期には入つた。付家老代行として藩政を担っていた為時も、婚にあたる直清ら「若キ衆」を支えながら、紀州藩政に尽力し続けた。寛文期以降では、大長老となる為時の役割や、「若キ衆」の直清・重上らの活躍など、頼宣後期藩政の実態を解明する

うえで検討すべきところも多いが、これらは今後の課題としたい。

注

- (1) 小山譽城「紀州藩家臣団の形成過程」〔徳川將軍家と紀伊徳川家〕清文堂出版、二〇一六年、初出一九七八年)二二二頁、遊佐教寛「徳川頼宣の入国と藩体制の確立」(和歌山県史編さん委員会編『和歌山県史』近世、一九九〇年)五八〇―八五頁。
- (2) 伊東多三郎「近世封建制度成立過程の一形態——紀州藩の場合——」〔社会経済史学〕一一卷七号、一九四一年)を嚆矢として、多くの研究成果がある(前掲注(1)小山著書の序章六―七頁を参照)。
- (3) 前掲注(1)小山著書の序章七頁。
- (4) 林董一「御三家」の格式とその成立」〔史学雑誌〕六九卷一二号、一九六〇年、同「御付家老」考」〔尾張藩公法史の研究〕日本学術振興会、一九六二年、初出一九五九年)一七九―二〇五頁、小山譽城「徳川秀忠政権の「御三家」構想」〔徳川御三家付家老の研究〕清文堂出版、二〇〇六年、初出一九九三年)三八―六三頁。
- (5) 白根孝胤「幕藩制下における御三家付家老の機能と意義——特に寛永期を中心として——」〔中央史学〕一八号、一九九五年)。
- (6) 白根孝胤「尾張藩年寄の形成過程と政治構造——寛永期を中心に——」〔藤野保編『近世国家の成立・展開と近代』雄山閣、一九九八年)一二四―一五一頁。
- (7) 柴田純「徳川頼宣の藩教学思想——近世における「学文」の性格」〔思想史における近世』思文閣出版、一九九一年、初出一九八一年)一一二頁。
- (8) 前掲注(1)遊佐論文五八―六八頁。
- (9) 前掲注(1)小山論文二〇六頁、前掲注(1)遊佐論文六七―六八頁。
- (10) 前掲注(1)小山論文二〇六頁、前掲注(5)白根論文。

- (11) 「紀伊新宮水野家譜」(東京大学史料編纂所蔵)、小山譽城「付家老設置の意義」(前掲注(4)小山著書、初出一九九三年)四三頁。
- (12) 「三浦將監宛知行目録」(和歌山県史編さん委員会編『和歌山県史』近世史料一、一九七七年、九五八頁)。
- (13) 「視聽日録」寛永九年四月一六日条(内閣文庫蔵、和一二六五〇〇三号)。
- (14) 「江戸幕府日記 姫路酒井家本」(以下『日記(酒井本)』、三卷、ゆまに書房、二〇〇三年、一七五頁)同日条。
- (15) 「紀伊田辺安藤家譜」(東京大学史料編纂所蔵)。
- (16) 「日記(酒井本)」(四卷、前掲注(14)、二九六頁)同日条。
- (17) 「日記(酒井本)」(四卷、前掲注(14)、三一頁)同日条。
- (18) 「日記(酒井本)」(五卷、前掲注(14)、一五一)同日条。
- (19) 「日記(酒井本)」(五卷、前掲注(14)、二七二)同日条。
- (20) 「日記(酒井本)」(五卷、前掲注(14)、三一頁)同日条。
- (21) 「寛永拾五年戊寅正月より御留守御案紙」(前掲注(12)、一〇〇五頁)。
- (22) 前掲注(21)。
- (23) 前掲注(7)柴田論文一一一頁。
- (24) 「日記(酒井本)」(五卷・六卷・七卷・八卷、前掲注(14)寛永一四年七月〜同二七年六月条を参照)。
- (25) 前掲注(6)白根論文二四一〜二四二頁、同「寛文期尾張藩の政治構造と年寄制の確立」(『徳川林政史研究所研究紀要』三四号、二〇〇〇年)。
- (26) 前掲注(6)白根論文二二〇〜二四六頁。
- (27) 「日記(酒井本)」(六卷・七卷・八卷、前掲注(14)、「三浦家文書」(和歌山大学紀州経済史文化史研究所蔵(以下紀州研蔵)、前掲注(12)九六九〜一〇二八頁を参照)。

- (28) 「寛永拾五年戊寅正月より御留守御案紙」(前掲注(12)、九六九〜九九七頁)。
- (29) 前掲注(27)「三浦家文書」。
- (30) 「寛永拾五年戊寅正月より御留守御案紙」(前掲注(12)、九八六頁)。
- (31) 年寄久野宗晴・大番頭牧野長虎が使者として幕府へ遣わされたことは、『日記(酒井本)』(六卷、前掲注(14)、一七六頁)寛永一四年九月一九日条、同(七卷、前掲注(14)、二一七頁)寛永一五年四月二二日条から窺える。
- (32) 『日記(酒井本)』(六卷、前掲注(14)、一七六頁)寛永一四年九月一九日条に「尾紀両亜相・水戸黄門江御鷹被進之、上使松平伊豆守御先之鷹場へ可被相越之旨 上意也、即刻為御礼尾張殿より成瀬隼人正、紀伊殿より久野三郎左衛門参上」とあり、同(八卷、前掲注(14)、二八八頁)寛永一六年五月八日条に「尾張・紀伊両亜相へ為 上使阿部对馬守被差遣之、為御礼即刻成瀬隼人正・久野三郎左衛門参上、謁御御目付衆退出」とある。
- (33) 前掲注(5)白根論文の第三章を参照。
- (34) 「寛永拾七年辰七月より之御案紙」(前掲注(12)、一〇二六頁)。
- (35) 「南紀徳川史」一三冊、三五七頁。
- (36) 福田千鶴「幕藩制的秩序の形成——藩政確立をめぐる諸問題」(山本博文編『新しい近世史』一卷、新人物往来社、一九九六年)一四六頁。
- (37) 前掲注(1)遊佐論文七三〜八三頁。
- (38) 小山譽城「紀伊徳川家家老牧野長虎の幕府提訴事件」(前掲注(1)小山著書)二二八〜二二六頁。
- (39) 「紀州家中系譜并に親類書書上げ」(和歌山県立文書館蔵)一五六四六号。
- (40) 小山譽城「徳川頼宣の晩年」(前掲注(1)小山著書)五二頁。
- (41) 『南紀徳川史』六冊、四〇五頁。

- (42) 「御用番留帳」(『紀州経済史文化史研究紀要』一六号、一九九五年)同日条。
- (43) 『日記(酒井本)』(二六卷、ゆまに書房、二〇〇四年、三四頁)同日条。
- (44) 承応式年八月付「三浦長門守宛知行目録」(前掲注(12)、九六〇頁)。
- (45) 「寛永拾七年辰七月より之御案紙」(紀州研蔵)。
- (46) 「御日記」(内閣文庫蔵、和一六三〇二七号)同日条。
- (47) 『新訂寛政重修諸家譜』(一七卷、続群書類従完成会、一九六五年)一七一頁。
- (48) 「御日記」(前掲注(46))同日条。
- (49) 「御日記」(前掲注(46))同日条。
- (50) 「御日記」(前掲注(46))同日条。
- (51) 「御日記」(前掲注(46))同日条。
- (52) 十一月廿三日付安藤崇悦(正綱)宛書状案(明暦三年江戸ニテ他所へ之御案紙扣、紀州研蔵)。
- (53) 「明暦四年江戸ニテ御用御案紙扣」(紀州研蔵)。
- (54) 「御用番留帳」(『紀州経済史文化史研究紀要』三〇号、二〇〇九年)同日条。
- (55) 「三浦系図伝」(東京大学史料編纂所蔵)。
- (56) 前掲注(55)。